

いよいよ秋本番。山も街も木々が赤や黄色に色づいてきました。

白い息を吐きながら落ち葉を掃く姿が見られます。

冬間近となり、風邪も結構流行っているようなので、気を付けて予防に努めましょう。

TOPIC

有給休暇について ②

■1ヵ月空いてしまいましたが、続きでパートさん、アルバイト等の有給休暇についてです。

■経営者の方の中には、「パートやアルバイトには有給休暇はない！」なんて違法なことを平気で言う方がまだまだいらっしゃいます。

■ですが、有給休暇は先月号で説明した2つの条件さえクリアしていれば、原則、パート、アルバイトといった身分を問わず、全員に適用されます。

■2つの条件とは、
①入社して半年間、継続勤務すること
②その間、出勤率が8割以上あること

■では、労働時間の少ないパートさん、アルバイト等と同じ日数を与えるか、というと、それはやはりそんなことはありません。

■その従業員さんの1週間の労働日数に応じて、有給休暇の日数も決まっています。
以下の表の通りです。

■パートさんで1日2時間しか来ないけど、毎日週6日来ている、などという方は、たとえ1日の時間が短くても、今回のケースには当てはまりません。

■週5日以上働いている方は先々月号の日数を当てはめてください。

■この場合、パートさんとかのほうが有利に、有給休暇の賃金額が多く感じられるかもしれませんが、上の例ですと、このパートさんが有給休暇を取っても1日8時間分の賃金支給ではなく、あくまでその方の所定労働時間の2時間分の支給で良いことになっています。

■一般的に、中小企業ですと、業務に支障が出てしまうという理由でなかなか有給休暇をとれないケースもあります。

■また、それについて会社側も有給休暇の買取という方法で有給休暇を取らないようにしたり、有給休暇を取らない社員に報いようとするケースも見受けられます。

■ですが、これは法の趣旨から言って違反となりますので、十分に注意してください。

■ただし、時効の2年を過ぎてしまった分は買取しても良いし、上乘せしても良いことになっています。(そこまでする会社はそうそうないとは思いますが。。。)

■それと、有給休暇を取った者に対する、人事管理の上での給与・賞与カット、配置転換、昇給なしなどの不利益な取扱は禁止されています。

週 所 定 労働日数		1年間の所定 労働日数	勤 続 年 数 (年)							
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5～
4 日	又は	169～216日	7	8	9	10	12	13	15	15
3 日		121～168日	5	6	6	8	9	10	11	11
2 日		73～120日	3	4	4	5	6	6	7	7
1 日		48～72日	1	2	2	2	3	3	3	3

大事なお知らせ

1. 社会保険等料率について

▼現在の社会保険料等の料率は次の通りです。

(健康保険	4. 9 2 5 %)
＋ (介護保険	0. 7 7 5 %)
健康保険	5. 7 %
厚生年金	8. 5 6 %
雇用保険	0. 5 % (建設0. 6 %)

▼賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。

それから、上限については、健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40～64歳までです。

2. 労働保険料について

先月号でお知らせしたとおり、労働保険料第2期分を10月25日(金)に引落させていただきました。

ご協力ありがとうございました。

引落ができなかったり、集金のお客様につきましては、改めてご連絡の上集金に伺いますので、よろしくお願い致します。

なお、納付日は11月14日(木)となっております。

3. 労災保険特別加入についての変更

労災保険は、正確には「労働者災害補償保険」といいますが、その名の通り“労働者”を対象としています。

ですが、「中小事業主」「一人親方」「海外派遣者」を対象に特別加入制度があり、労災が利くようになっています。

特別加入は、病気・ケガの治療代は通常の労災と同じですが、休業補償がなく、自身で日額を決めて「仕事ができない日について補償」がされます。

その日額(給付基礎日額といいます)が変更になりました。

今までは、3,500、4,000、5,000、6,000、7,000、8,000、9,000、10,000、12,000、14,000、16,000、18,000、20,000円でしたが、これに22,000、24,000、25,000円が追加となりました。

日額が高くなると、保険料も高くなりますが、労災で仕事ができないときは、役員報酬等の支払の有無にかかわらず日額で補償があります。

変更ご希望の方は来年度からの変更になってしまいますが、新規加入ご希望の方は、追加の日額でも加入できますので、ご連絡ください。

4. 年金額改定について

年金額がこの10月分から改定されています。年金は、物価スライドで改定されますが、平成12～14年度の物価が下落したときに年金額を据え置きにした分を、今後3年間で埋めていこうとするものです。

年金の支払いは偶数月にその前の2ヵ月分が支払われるので、12月の年金支給から額が今までより1%下がってきます。

ご注意ください。

5. 控除証明書送付について

今月上旬中に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

平成25年1月～9月に国民年金保険料を納付している方が対象です。

これは、年末調整や確定申告に活用できますので、それまで大切に保険しておいてください。

また、世帯主の方がそのご家族の保険料を納付した場合でも、納付した方の証明として使えます。

助成金だより

「雇用調整助成金の変更」

■雇用調整助成金については、対象期間が1年ごとと決まっています。

その対象期間の中で給料締めごと1ヵ月ずつ計画を作成し、それに基づいて休業をすると助成されます。

■ただし、休業できる日数の限度が決まっています、
今回変更になりました。

【従来】

1年間で100日 3年間で300日

↓

【変更】

1年間で100日 3年間で**150日**

■この日数は1人当たりですので、会社全体では、
もし10人いれば1年間で1,000日分が限度となります。

■この変更は、**10月1日以降始まる対象期間の
分**からです。

■例として、利用が

H25. 10. 1～H26. 9. 30 100日

とすると利用限度は

H26. 10. 1～H27. 9. 30 100日

ではなく、

H26. 10. 1～H27. 9. 30 50日

となります。

今月の一冊

「とんび」

重松 清 角川書店

2回もテレビドラマ化された
ので、ご存知の方も結構いらっ
しゃるかと思います。

不器用で愛情深く、いたって
単純な父・ヤスさんと、真面目で
頭が良くて、心優しい息子・アキラを中心とした
父子の物語です。また、周りの人もいろいろな考
え方がありますがヤスさんとアキラを愛情いっ
ぱいに支えます。

最近の日本人はとにかく何かに急いでいたり、余
裕がないように見えるので、こんな父親はイライ
ラしたりするかもしれません。

こんな一途で面倒な父親は、なかなかいないか
もしれません。

でも、(父)親であればやはり子供に対する愛
情というのは変わらずあるんじゃないかと思い



ます。

昨今痛ましいニュースもありますが、もう一度
“親子”を考えてはいかがでしょうか。

【今月の名言】

◎人生は一度きりだから、

生まれ変わるなら生きているうちに

(長渕剛／歌手)

◎今が大事な時期だ とよく言われるけれど、

自分の人生で大事じゃなかった時期なんてない！

(オードリー 若林／漫才コンビ)

◎火は、小さくても、いつもあったかい。

(倉本聰／劇作家)

(あとがき)

夏場に食べ過ぎて太ってしまいました。当然健康
診断の結果も去年と比べ良くない結果に。。。

ただ今、大節制を敢行中です。

“秋”といえば“食欲”なのに。。。。

っていう認識から改めないといけませんね！！

でも、旨いものは旨い！

好き嫌いが無いのも考えものです。何でも旨く感
じてしまう。(キムラ)

たった1クリックするだけで、救われる命や
自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@nisawaac.e-arc.jp

このニュースレターは、会員の皆様におのみ
お届けします。

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

— いわき市を訪ねて —

寒い冬も間近いですがわりとあったかい
晩秋ですね。今年の冬は雪がたくさん積もる
ような気がします。

先月 福島県 いわき市に行きました。
いわきの社労士会と研修交流の旅です。
南くと見るとでは大らかい。

実際にみて 苦しくなりました。

ビックリしたのは 原発事故の後 避難して
いる間に 泥濘が入り 家の中の物が
ありとあらゆる物を もていかれたという話です。
お金はもちろん 蛍光灯の球、トイレの便器まで
持ち去られたとのこと。!!! ???

それから長いこと 人が住まない家は中の
回いが すじい という話。

雑草が二階の窓近くまで 伸び 田んぼには
セタカアワダチソウが びっしり 生えていました。

除染されていない国道は 草木が 伸び放題
ハスの窓に バツバツ 当ります。

Jビレッジ (サッカー選手の育成の場所) だった
所は 除染作業の拠点となっていました。

説明に くれた いわきの社労士の吉田さん
も サッカーを 観ていたので 胸が いたむと
言って 説明に くれました。

「野性化した 牛に 注意」などの看板が
立っています。

浜風商店街に買物にいきました。空家の庭に
おもしろな イテツクが 実っていました。

売店の女性に 南くと すべて 検査してからで
ないと 食べられないし 他人にも あげられない
とのこと ... でした。

津波は 8波あり きたそうです。説明に
くれた 女性は 2波が 1番つよくて 1波の
あと 車で 逃げていたが 渋滞だったので 車を
よけて 高台に かけ上ったら 自分の車が 浮いて
いたとのことでした。

除染されていない
「とみおか」駅



ふじに 思ったこと

津波に 遭った かわれず 残っていた物、
お宮の祠と 赤い鳥居、お寺様です。
それにしても 人間の力で コントロール できず
原発から さあたらし 安全な エネルギー
に 切りかえていく 方向を すすむべきだと
思った 旅でした。